附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第二条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の八第四項の規定は、平成二十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
防衛大臣　一川　保夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十三年十二月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百七十六号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第五十二条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備等（第一条―第十八条）
第二章　経過措置（第十九条―第三十一条）
附則

第一章　関係政令の整備等

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村事務受託法人」の下に「及び指定都道府県事務受託法人」を加え、「第十一条の六」を「第十一条の十一」に、「第十一条の七」を「第十一条の十二」に、「第三十五条の八」を「第三十五条の十四」に、「第三十五条の九・第三十五条の十」を「第三十五条の十五・第三十五条の十六」に改め、「第五十一条の二」の下に「・第五十一条の三」を加える。

第一条中「第百十五条の四十七」を「第百十五条の四十八」に改める。

第二条第三号中「筋萎縮性側索硬化症」を「筋萎縮性側索硬化症」に改め、同条第六号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同条第八号中「脊髄小脳変性症」を「脊髄小脳変性症」に改め、同条第九号中「脊柱管狭窄症」を「脊柱管狭窄症」に改め、同条第十一号中「多系統萎縮症」を「多系統萎縮症」に改め、同条第十二号中「糖尿病性腎症」を「糖尿病性腎症」に改め、同条第十四号中「閉塞性動脈硬化症」を「閉塞性動脈硬化症」に改め、同条第十五号中「慢性閉塞性肺疾患」を「慢性閉塞性肺疾患」に改め、同条第十六号中「股関節」を「股関節」に改める。

「第二節　指定市町村事務受託法人の指定」を「第二節　指定市町村事務受託法人及び指定都道府県事務受託法人の指定」に改める。

第十一条の二第一項中「受託事務」を「市町村事務」に、「この節において「事務所」」を「「市町村事務受託事務所」」に改め、同条第二項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第二号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第三号中「及び第十一条の五第九号」を「、第十一条の五第九号、第十一条の七第二項第二号及び第六号並びに第十一条の十第八号」に改め、同号ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第五号中「第十一条の五第一項」の下に「又は第十一条の十」を加え、同項第六号中「による事業」を「による市町村事務」に、「当該事業」を「当該市町村事務」に改め、同項第七号中「受託事務」を「市町村事務若しくは都道府県事務（法第二十四条の三第一項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）」に改め、同項第八号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第十一条の五第一項」の下に「又は第十一条の十」を加え、同号ニ中「による事業」を「による市町村事務」に、「当該事業」を「当該市町村事務」に改める。

第十一条の三の見出しを「（指定市町村事務受託法人の名称等の変更の届出等）」に改め、同条第一項中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に、「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第十一条の四の見出しを「（指定市町村事務受託法人による報告）」に改め、同条中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第十一条の五の見出しを「（指定市町村事務受託法人の指定の取消し等）」に改め、同条第一項第三号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第六号中「受けたとき」の下に「（当該指定市町村事務受託法人が法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人（以下「指定都道府県事務受託法人」という。）の指定を受けている場合にあっては、不正の手段により同項の指定を受けたときを含む。）」を加え、同項第七号中「第三十五条の四各号」を「第三十五条の五各号」に改め、同項第八号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、「したとき」の下に「（当該指定市町村事務受託法人が指定都道府県事務受託法人の指定を受けている場合にあっては、都道府県事務に関し不正又は著しく不当な行為をしたときを含む。）」を加え、同項第九号中「受託事務」を「市町村事務若しくは都道府県事務」に改め、同条第二項中「受託事務」を「市町村事務受託事務所」に、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改める。

第十一条の六の見出しを「（指定市町村事務受託法人の指定等の公示）」に改め、同条第二号中「事業」を「市町村事務」に改める。

第十一条の七を第十一条の十二とし、第三章第二節中第十一条の六の次に次の五条を加える。

（指定都道府県事務受託法人の指定）

第十一条の七　指定都道府県事務受託法人の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県事務を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所（以下「都道府県事務受託事務所」という。）ごとに行う。

2　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、法第二十四条の三第一項の指定をしてはならない。

一　申請者が、厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができないと認められるとき。

二　申請者が、居宅サービス等を提供しているとき。ただし、厚生労働省令で定める特別の事情があると都道府県知事が認めたときは、この限りでない。

三　申請者が、法及び第三十五条の二各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

四　申請者が、第十一条の五第一項又は第十一条の十の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。